

◎新潟県告示第334号

特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第3条第4項の規定により、特定都市河川及び特定都市河川流域を次のとおり指定する。

その関係図面は、荒川水系烏川特定都市河川流域については、新潟県土木部河川管理課、村上地域振興局地域整備部及び新発田地域振興局地域整備部に、荒川水系前川・太田沢川特定都市河川流域については、新潟県土木部河川管理課、村上地域振興局地域整備部に、備え置いて縦覧に供する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世

1 特定都市河川

(1) 荒川水系烏川特定都市河川

名称	区間	
	上流端	下流端
烏川	左岸：胎内市下館字坪頭1615番2地先 右岸：胎内市下館字坪頭1615番2地先	荒川への合流点
春木山大沢川	左岸：村上市春木山字前山1981地先の砂防堰堤 右岸：村上市春木山字前山1981地先の砂防堰堤	烏川への合流点
梨の木川	左岸：村上市大字梨木字元山国有林1302林班ほ1小班地先の砂防堰堤下流端 右岸：村上市大字梨木字元山国有林1302林班ほ1小班地先の砂防堰堤下流端	烏川への合流点
蔵王川	左岸：胎内市蔵王字堂前坊638番地先 右岸：胎内市蔵王字堂前坊638番地先	烏川への合流点

(2) 荒川水系前川特定都市河川

名称	区間	
	上流端	下流端
前川	左岸：岩船郡関川村大字小見字裏山348番地先の西山刃取水口 右岸：岩船郡関川村大字小見字裏山348番地先の西山刃取水口	荒川への合流点

(3) 荒川水系太田沢川特定都市河川

名称	区間	
	上流端	下流端
太田沢川	左岸：岩船郡関川村大字高田字上山国有林1381林班へ小班地先 右岸：岩船郡関川村大字若山字深沢557番1地先	女川への合流点

2 特定都市河川流域

村上市、胎内市及び関川村のうち、次の図面の赤色枠で囲まれた部分の区域  
(図面省略)